

那覇市自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市自転車ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年6月1日、規則第34号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、警視庁又は一般社団法人日本ヘルメット工業会が推奨する認証を受けた新品のものをいう（中古品又は転売品等を除く。）。
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。
- (3) 使用者 補助金申請日時点において那覇市内に住所を有し、満7歳以上18歳以下の者で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「申請者」という。）は、使用者の保護者等で、市内に住所を有する者とする。

- 2 補助金の交付対象となる物は、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から翌年の3月15日までに購入したヘルメットとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、2,000円を上限とする。

- 2 補助金の交付は、使用者1人につき1個かつ1回までとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 申請者は、ヘルメット購入日の属する年度の3月末日までに、那覇市自転車ヘルメット購入費補助金申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者本人の本人確認証の写し（運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード等）。
- (2) 使用者本人の本人確認証の写し（運転免許証、パスポート、健康保険証、

マイナンバーカード、学生証等)。

- (3) ヘルメットを購入したことが証明できるものの写し(レシート、領収書、購入履歴を印字したもの等)。ただし、購入店、購入日、品番(商品名)、購入金額がすべて記載されているものに限る。
 - (4) ヘルメットが安全基準を満たすことがわかるもの。
 - (5) 使用者がヘルメットを使用していることがわかるもの。
 - (6) 口座振込依頼書、通帳又はキャッシュカードの写し。
- 2 前項の申請は、規則第12条の実績報告書及び請求書とみなす。

(補助金交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その結果が適当と認められる場合は、予算の範囲内において、那覇市自転車ヘルメット購入費補助金決定兼確定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の申請が審査の結果、不適当であった場合、那覇市自転車ヘルメット購入費補助金不支給決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 支給決定兼確定通知を行った場合、請求日は支給決定兼確定通知日とみなす。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条1項の通知をした場合は、第5条第1項第4号で申請者から申出のあった口座に振り込みにより、補助金の交付を行う。

(補助金交付決定の取消)

第8条 市長は、申請者が虚偽又は不正な手段により、補助金の交付を受けたと認める場合は、那覇市自転車ヘルメット購入費補助金取消決定通知書(第4号様式)により当該申請者へ通知し、補助金の返還請求をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。